

## 県民だより広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、静岡県広報紙県民だよりに有料広告を掲載する場合における必要な事項について定めるものとする。

### (掲載可能な広告の範囲)

第2条 掲載する広告は、行政広報の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのないもので、読者に不利益を与えないものとし、その範囲は、別に定める静岡県広聴広報課広告事業要綱及び静岡県広聴広報課広告掲載基準によるものとする。

### (広告の規格)

第3条 広告の規格については、掲載位置、サイズ等について別に定めるものとする。

### (広告掲載紙面の売り渡し)

第4条 広告掲載する紙面は、適正な価格で広告取扱業者に一括して売り渡すものとし、年間契約を原則とする。

### (連続掲載の制限)

第5条 同一広告主の広告を継続して掲載する場合は、原則としてその期間は3か月を限度とする。

### (広告原稿の作成・提出)

第6条 広告取扱業者は、広告原稿の作成に当たり、あらかじめ県と協議の上、完全版下原稿を県が指定した様式で、期日までに提出しなければならない。

### (広告取扱事業者の責務)

第7条 広告取扱事業者は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負う。

### (広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の

責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は静岡県広聴広報課広告事業要綱及び静岡県広聴広報課広告掲載基準の定めるところによるものとする。

第10条 前条に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は広聴広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。